

兵庫県立大学学術総合情報センター規程

(目的)

第1条 兵庫県立大学学術総合情報センター（以下「センター」という。）は、兵庫県立大学（以下「大学」という。）の教育及び研究に必要な図書及びその他の資料（以下「図書等資料」という。）の収集、組織及び保管並びに情報システムの管理運用及び指導等を行うことにより、大学における教育研究に資するとともに、学術情報の地域社会への還元を図り、学術文化の交流及び発展に寄与することを目的とする。

(情報システム)

第2条 情報システムとは、次に掲げるものをいう。

- (1) 学生情報、情報処理教育、ネットワーク（インターネットを含む。）機器、遠隔授業及び図書システム、事務系情報システム等の大学が設置する全学システム（以下「大学情報システム」という。）
- (2) 学生、教職員等が教育研究、管理運営等の目的で独自に設置するシステム（以下「独自システム」という。）

(業務)

第3条 センターは、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書等資料の収集、組織及び保管に関すること。
- (2) 図書等資料の利用者への提供に関すること。
- (3) 図書等資料の相互利用に関すること。
- (4) 大学情報システムの基盤システム上での運用に係る立案、導入及び管理に関すること。
- (5) 大学情報システムの基盤システム上での安定的な運用及びセキュリティ維持に関すること。
- (6) 最新の情報処理技術及びセキュリティ技術の研究開発及び導入に関すること。
- (7) 独自システムの管理運用に係る助言及び指導に関すること。
- (8) 大学情報システムの利用者に対する情報モラル等の研修、指導、啓発等に関すること。
- (9) インターネット接続に関すること。
- (10) 大学情報システムに係る個人情報の保護に関すること。
- (11) 情報システムに係る研究調査に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関すること。

2 大学情報システムの管理運用については、別に定める。

(センター長)

第4条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、研究・産学連携担当の副学長をもって充てる。
- 3 センター長は、センターの業務を掌理する。

(副センター長)

第5条 センターに、副センター長を置く。

- 2 副センター長は、センター長の指名に基づき理事長が選考する。
- 3 副センター長は、センター長の職務を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代理する。

(センター長特別補佐)

第6条 センターに、センター長特別補佐を置くことができる。

- 2 センター長特別補佐は、センター長の指名に基づき理事長が選考する。
- 3 センター長特別補佐は、センター長の定めるところにより、センターの全学的な課題の処理に当たる。

(センター長補佐)

第7条 センターに、センター長補佐を置く。

- 2 センター長補佐は、センター長の指名に基づき理事長が選考する。
- 3 センター長補佐は、センター長の職務を補佐する。

(学術情報館)

第8条 センターに、次に掲げる学術情報館を置く。

- (1) 神戸商科学術情報館
 - (2) 姫路工学学術情報館
 - (3) 播磨理学学術情報館
 - (4) 姫路環境人間学術情報館
 - (5) 明石看護学術情報館
 - (6) 神戸情報科学学術情報館
 - (7) 豊岡ジオ・コウノトリ学術情報館
 - (8) 神戸防災学術情報館
- 2 各学術情報館に学術情報館長（以下「館長」という。）を置く。
 - 3 各館長は、センター長の命を受け、各学術情報館の業務を掌理する。
 - 4 各館長の選考に関して必要な事項は、別に定める。
 - 5 学術情報館の図書等資料の利用については、別に定める。
 - 6 学術情報館の図書等資料の管理については、別に定める。

(学術総合情報センター運営委員会)

第9条 センターの運営に係る重要事項について審議するため、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。運営委員会に諮る重要事項は、センター長、副センター長、センター長特別補佐及びセンター長補佐で協議して決める。

- 2 運営委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 7 月 16 日改正)

この規程は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 1 月 7 日改正)

この規程は、平成 27 年 1 月 7 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日改正)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日改正)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。